

独立行政法人日本貿易保険中期目標

平成 21 年 2 月 27 日
経 済 産 業 省

我が国の貿易保険制度は、昭和 25 年の制度発足以来、我が国企業の貿易・投資に関して、戦争や為替取引の制限といった通常の保険では負担することのできないリスクをカバーしてきた。貿易立国である我が国企業の貿易・投資における国際競争力の維持・強化に加えて、最近では、石油や鉱物資源等の資源の安定供給の確保や、地球環境問題に対応した我が国の環境・省エネ技術の海外展開への貢献も期待されている。

さらに、昨今の国際金融情勢は、サブプライム問題に起因し、世界的な金融機関の信用収縮、株価の下落などの深刻な危機に直面しており、世界的に企業の貿易投資活動に対する資金供給の停滞が懸念されている中で、種々の国際会合において公的輸出信用供与の重要性が確認されるなど、貿易保険に期待される役割は極めて大きくなっている。

独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、我が国の貿易保険制度の実施機関として平成 13 年に創設され、独立行政法人通則法に基づく組織管理、業務運営を行ってきた。国の通商政策等と連携しつつ、専門的かつ質の高いサービスを、効率的かつ効果的に行うために設立されたものである。その後平成 19 年に独立行政法人全体について見直しが行われた結果、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、「経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する」こととされている。

これを踏まえ、産業構造審議会貿易保険小委員会においては、貿易保険の意義や最近の経済環境の変化等を踏まえ、今後の貿易保険制度の在り方について総合的に検討を行い、平成 20 年 7 月に中間とりまとめが行われたところである。中間とりまとめでは、保険商品や組織・運営の見直しにより、貿易保険が環境変化に柔軟かつ迅速に対応し、より一層の政策的効果を発揮するとともに、サービス・効率性の向上が実現することを求めている。

以上を踏まえ、日本貿易保険の中期目標は以下のとおりとする。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。ただし、終期到来前に新組織形態への移行が行われた場合、移行の前日までとする。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

貿易保険利用者からは、保険商品について、企業の取引形態やリスクの変化に応じ、柔軟かつ迅速な対応を行うことが求められているところであり、諸外国とのイコールフットリングの確保や、我が国法制及び国益との整合性を前提としつつ、利用者からの要望について個別具体的に検討の上、実施することが期待される。また、国際金融危機等国際経済情勢への機動的な対応や、国が政策上の観点から重点的に取り組むべき分野について、引き続き戦略的かつ重点的に対応していくことが求められる。民間保険会社の参入の円滑化についても引き続き、貿易保険サービスの安定的な提供の確保に留意しながら、民間におけるサービス提供機会の拡大を通じて、官民全体によるユーザーに対するサービス向上につながるよう、協調保険等の実施や民間保険会社に対する情報・ノウハウの提供・共有を行うことが期待される。

(1) 商品性の改善

国境を超えた多国間での企業間競争が激化する中で、我が国企業の国際競争力を確保するよう、利用者のニーズの変化に的確に対応した保険商品を提供するよう努めること。

利用者のニーズに即した現行保険商品の見直し

近年の金融取引の高度化・我が国企業の対外取引形態の複雑化に対応し、個々の企業の貿易保険に対するニーズも多様化していることを踏まえ、日本貿易保険においては、既に平成19年度より組合包括保険制度に付保選択制を導入しているほか、保険料率や商品性の見直し、新商品の開発を含め現行貿易保険商品の見直しを行ってきたところであるが、諸外国において提供される貿易保険サービスの内容も参考としつつ、商品の簡素化を始め現在提供している貿易保険サービスの商品性の改善に不断に取り組むこと。

例えば、ストックセールスなど最近の取引形態への制度的対応などについて、検討し、可能なものから実施すること。

また、国際金融危機の下、国際金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携し、我が国企業の貿易投資活動に対する資金供給の円滑化のための取組みについても、金融環境の変化に応じ迅速に対応すること。

国境を超えた多国間での企業間競争が激化する中で、我が国企業の国際競争力を確保するよう、利用者のニーズの変化に的確に対応した保険商品を提供するよう努めること。

(2) サービスの向上

現在行っている業務について、利用者の視点に立ち、以下のサービスの向上に一層努めること。

利用者の負担軽減

引受申請等に係る諸手続や提出書類の合理化・簡素化をさらに進めること。第四期システムのオンライン機能を活用したWEBサービスの拡充や、ルール運用の明確化等を推進すること。また、海外貿易保険機関等との連携を通じたワンストップ化等を進めることにより、利用者の手続面での負担の軽減を図ること。

平成21年1月より保険事故前輸出代金債権の流動化支援を実施しているところであるが、今後、利用者の売掛債権早期現金化ニーズ等に積極的に応じていくためにも、更なる利用者サービスの向上につながるよう努めること。

また、パリクラブてん補割れ債権譲渡承認制度及びパリクラブてん補割れ債権の日本貿易保険への譲渡承認制度を設立し、利用者の債権管理コストの削減等に努めてきたところであるが、引き続き、利用者のニーズに応じたサービスの向上に努めること。

意思決定・業務処理の迅速化

意思決定及び業務処理の方法について改善を行うことにより、引受審査、保険金査定、債権回収等の各業務について処理の迅速化を図ること。なお、その際の目安として、下記の基準を満たすよう努めること。

- ・信用リスク（註1）に係る保険金の査定期間を60日以下とする。
- ・保険料の試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期 Non-L/G 信用案件（註2）については5営業日以内）に回答する。
- ・提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。
- ・提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。
- ・具体的な案件に係る利用者からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。
- ・政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。

（註）

- 1) 「信用リスク」とは、一般的に、保険の目的となる契約の相手方の破産や債務の履行遅滞による損失発生の危険性を指す。
- 2) 「中長期 Non-L/G 信用案件」とは、信用供与期間が2年以上で、政府保証等がつかず、かつ、信用リスクをてん補している案件。

業務運営の透明化とコンプライアンスの徹底

利用者を含め国民に対して業務内容や組織・業務運営の状況を明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するべく、情報公開を積極的に行うこと。

また、コンプライアンスについては、その維持・徹底に向けた取組を一層強化するとともに、機密情報・個人情報保護を含めた情報管理の徹底等に努めること。

上記のほか、利用者の意見を常に聴取し、サービスの向上に努めること。

(3) 利用者のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備

利用者のニーズを的確に把握して保険商品に反映させるとともに、リスク分析・評価の高度化を図るための体制整備に努めること。

広報・普及活動とニーズの把握・反映

保険商品に関する広報・普及活動を積極的に展開し、これまで貿易保険サービスを利用したことがない中堅・中小企業等の潜在的な利用者のニーズ及び既存の利用者についても定期的なニーズ調査等を通じ的確に把握・反映すること。

リスク分析・評価の高度化のための体制整備

サブプライム問題に起因する世界的な金融危機の広がりに見られるように、世界的にリスクの高度化・広範化が進む中で、貿易保険サービスの提供に当たって、これまで以上にリスク・マネジメントの充実を図ることが求められているところ。リスク審査手法の高度化や与信枠設定等のリスク管理手法の整備等を通じて、リスクの分析・評価の体制を一層整備するとともに、リスク評価に見合った保険料率の設定に努めることにより、より高度かつ複雑なリスク審査を必要とする案件の引受を的確に行うことができるようにすること。

その際の指標としては、中長期 Non-L/G 信用案件等の高度かつ複雑なリスク審査を必要とする案件の引受状況も参照しつつ(註)、リスクの分析・評価の精緻化のための具体的な取組状況等を評価する。

また、当該案件の保険事故があった場合には、その要因を検証するとともに、必要な場合には、分析・評価体制の見直しを迅速に行うこと。

(註) 中長期 Non-L/G 信用案件は、近年、途上国において政府保証の発出が減少していることを踏まえ、我が国企業からの引受ニーズが増加しつつあるところ、当該案件の引受件数や保険料収入の全体に占める割合は、日本貿易保険において、高度かつ複雑なリスク審査を行う必要性がどの程度増加し、対応が図られているかを示すもの。

専門能力の向上

上記を含め、利用者のニーズに対応して質の高いサービスを提供するための体制整備を図るため、日本貿易保険は、非公務員型独立行政法人として制度的自由度が一層高い組織形態を採用していることを踏まえ、専門能力を有する人材の登用や能力開発を通じ、リスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス等に関する職員の高度な専門的知見を涵養すること。また、専門性の高い職員を定着させ、その能力を最大限引き出せるよう魅力ある就業環境を形成すること。

内部統制の整備

専門性の高い人材の確保により情報収集能力や分析能力の向上を図るとともに、プロセス管理に重点を置きつつ、業務の効率性・有効性や法令遵守等の担保も含めた内部管理体制の充実を図るための準備を行うこと。

情報開示による透明性の確保

企業会計基準に基づく財務諸表や経営実態をわかりやすく開示するとともに、貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性について十分に説明し、業務運営に対する国民の理解を図るための準備を行うこと。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

日本貿易保険は、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等との密接な連携に努めること。中でも以下に掲げるような政府として重点的に取り組むべき分野について一層戦略化・重点化しつつ、引受けの質的及び量的な拡大を図ること（その際の指標として、商品性の改善や引受けの内容等の制度面での取組に加え、その利用状況や当該分野の保険料収入及びその全体に占める割合などを使用する。）

こうした重点分野は、毎年度計画策定前に経済産業大臣が日本貿易保険に対して提示する場合にはそれを踏まえるとともに、日本貿易保険が行う国別引受方針の見直しにおいては、国の政策と一致させるよう努めること。

金融危機への機動的な対応

新興国の成長等に伴う世界経済の拡大と一体化が進む中で、経済の好不況の周期の影響も、拡大・一体化する傾向にある。現下の金融危機の中で、国際金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携し、我が国企業の貿易投資活動に関する資金供給が円滑に行われるよう、企業のニーズに対応した貿易保険の引受に努めること。とりわけ、民間金融機関のファイナンスが機能しない場合において我が国企業の貿易投資活動が停滞することがないよう、貿易保険の安定的な引受を行うこと。

また、世界的な金融危機への対応については、各国貿易保険機関と協調して取り組むことが不可欠であり、このために必要な国際的対応について積極的にイニシアティブを取ること。

この一環として、海外諸国の貿易保険機関との再保険協定の拡大や人材育成・情報交換などの協力を行い、貿易保険ネットワークの構築を進めること。

資源・エネルギーの安定供給確保支援

今後とも、中長期的な資源・エネルギーの安定供給の確保が求められるところ。既に、日本貿易保険は、平成19年度より資源エネルギー総合保険を創設するとともに、複数の海外資源メジャーとの直接協力を強化してきたところであるが、引き続き我が国企業による海外資源開発や周辺インフラ整備等への積極的な取組の支援に努めること。

環境社会構築への支援

日本貿易保険においては、我が国の省エネ・新エネ技術の移転等により温室効果ガスの排出低減に貢献する取組の一環として、平成21年1月より地球環境保険制度を創設したところであるが、今後、本制度の活用により、省エネ・新エネを推進する我が国の製品の輸出やプロジェクトの推進に努めること。

また、OECD合意に基づく環境社会配慮ガイドラインについて、関係諸機関と連携し適切な見直しを行ったところであるが、引き続き的確な審査を行うこと。

中堅・中小企業の国際展開支援

我が国企業、特に中堅・中小企業による輸出取引や投資等の国際展開を支援するため、そのニーズに対応したサービスの提供を行うとともに、中小企業輸出代金保険をはじめ貿易保険の更なる利用促進につながるよう様々なチャンネルを利用した広報・普及に努めること。

航空機、原子力、サービスその他の分野における支援

航空機など、海外展開に当たって高いリスクを有する事業の実施について、他国に比べ遜色のない形で保険商品の設計・提供を行うよう努めること。原子力分野については、安全の確保を前提に、米国等における原子力発電所建設に係る我が国企業の輸出に対する保険引受を検討すること。

サービス分野等新たな国際展開が期待される分野への対応や、官民連携によるインフラプロジェクトの推進などその他の重点的な政策分野についても、我が国企業のニーズに対応し、商品性の改善等について検討し、積極的に取り組むこと。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

日本貿易保険は、民間保険会社の参入により我が国企業のニーズに対応した商品やサービスの多様化が図られるよう、民間参入の円滑化のための環境整備に努めること。

協調保険の推進

民間保険会社によるサービス提供機会の拡大を通じて、官民全体によるユーザーに対するサービスの向上につながるよう、日本貿易保険においては、民間保険会社との協調保険の実施に向けた体制強化を行い、早期に実施するとともに、実施後のユーザーニーズを踏まえ更なる商品の見直しについても検討すること。

民間保険会社に対する情報・ノウハウの提供・共有

公表資料やホームページ等を通じた情報公開に加え、個々の利用者との関係で問題とならない範囲において、民間保険会社への業務委託等を通じて情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるようにすること。

3. 業務運営の効率化に関する事項

第一期・第二期中期目標期間中に取り組んだ業務運営の効率化を一層推進すべく、更なるコスト意識の徹底、業務処理の合理化に努めるとともに、第四期システム開発の効果を最大限発揮させることにより、効率的かつ安定的な事業基盤を確立することが必要である。

(1) 業務運営の効率化

貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、利用者から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであるが、支出にあたっては、費用対効果を十分検討する等によりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めること。

日本貿易保険の業務運営に際しては、全ての支出の要否の検討、廉価な調達等に努めることにより、効率化を図ること。特に、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費(人件費を含む。)については、第二期中期目標期間において第一期中期目標期間の最終年度(平成16年度)の実績と比較して10%を上回る削減を達成すべく求めたところであるが、本中期目標期間においても「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成19年12月21日、政策評価・独立行政法人評価委員会)を踏まえ、業務費については、最大限の努力を行うことにより、第二期中期目標期間において削減を達成した水準以下とすること。

そのために、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成20年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行うこと。

(注1) 第四期システム開発関連経費、組織形態移行に伴う経費等の特殊要因経費及び中期目標の実現のために新規に追加・拡充される経費は、上記の効率化指標となる業務費及び一般管理費の算出からは除く。

(注2) 一般管理費とは、役員及び総務部のシステム部門を除く一般管理部門の人件費・賃借料・業務委託費・外国旅費など管理業務に係る経費とする。

総人件費(退職手当等を除く。)については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。

給与水準については、十分に国民の理解を得られるものとなっているかなどの観点から検証を行い、現行の水準を維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表すること。

契約については、「随意契約見直し計画（平成19年12月）」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること。

民間機能の一層の活用を通じて業務運営の効率化に積極的に取り組むこと。特に、既に民間委託を導入している一部の保険商品の販売・斡旋業務については、引き続き、金融機関等との連携のあり方を検討しつつ、民間委託の範囲の拡大を図ること。

（２）システムの効果的な開発及び円滑な運用

第四期システムのシステム保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、利用者に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現すること（組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、国の再保険や債権管理業務への円滑な対応を含む。）。その際の指標として、第四期システムの具体的な効果を示すほか、第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように努めること。

4．財務内容の改善に関する事項

利用者に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくためには、健全な財務内容の維持が必要不可欠であり、そのための努力を行うことが必要である。

（１）財務基盤の充実

貿易保険は、世界的な規模の経済危機や戦乱のような予見できない異常事態に係るリスクを引き受けるものであることから、こうした事態に備えて保険金支払いのための財務基盤を充実させることが必要である。このため、貿易保険事業について長期的な収支相償の実現を目指すべく、業務運営の効率化や的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制を図るとともに、保険事故債権の適切な管理や回収の強化等による収入の確保に取り組むこと。

（註）

- 1) 貿易保険事業の特殊性から、単年度ベースでの経常収支相償を常時求めることは困難である。
- 2) 収入確保の一環としての資金運用にあたっては、現時点での財務基盤の状況を踏まえれば、日本貿易保険による迅速な保険金支払能力に支障をきたさないよう、独立行政法人通則法第47条に規定され、かつ元本保証された方法に限定とすること。

(2) 債権管理・回収の強化

保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図ることにより安定的な収入の確保に取り組むことは、長期的な収支相償を実現する上での重要な鍵である。このため、債権データの管理を的確に行うことはもとより、国の関係機関と緊密な連携を図るとともに、職員の専門能力の涵養等により、回収能力を強化すること。

非常リスクに係る保険事故債権については、パリクラブ等への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国との交渉に対して積極的かつ的確な対応を図ること。

信用リスクに係る保険事故債権については、利用者等の協力を得つつ積極的な回収に取り組むこと（その際の目安として、中期目標期間終了時において期間平均回収実績率 20% を達成するように努めること（註））。

（註）

回収実績率の目安については、回収の対象となる保険事故債権の内容、債務者の財務状況、債務者の居住国における倒産法制等の外的要因に左右されること、回収努力（返済計画の確定等）から実際の成果が上がるまで一定のタイムラグが生じる場合が多いこと等の諸要素を十分考慮して判断するためにも、期間平均の実績を採用する。また、この期間平均回収実績率を次式により定義する（第一期中期目標期間における回収実績率と異なるもの）。

$$\text{期間平均回収実績率} = \frac{\text{期間平均値（各事業年度の回収金額）}}{\text{期間平均値（回収金を得た案件及び回収不能が確定した案件に係る保険金支払額）}}$$

また、査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウを商品開発・営業・審査部門にフィードバックするとともに、利用者等や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に努めること。

保険事故債権の管理においては、その評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行うこと。